

平成 2 8 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(2 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 9 年 2 月 1 0 日 (金) 1 3 時 3 0 分 ~
津山市役所 2 F 2 0 2 会 議 室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 (3 2 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎	25 . 太 田 裕 恭
27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘	29 . 石 本 惠 二	30 . 南 都 芳 明
31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明	34 . 山 下 英 男
35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎	37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子

欠 席 委 員 (2 名)

19 . 勝 山 修 26 . 川 崎 久 夫

事 務 局 (1 0 名)

坂 手 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
元 清 水 主 任	杉 井 主 事	三 宅 主 任	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		
二 宮 参 与			

議 事

- 議案第 87号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 88号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 89号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 90号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 91号 非農地証明願承認について
- 議案第 92号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について
- 議案第 93号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 23号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別紙のとおり

(1 3 : 3 0 ~)

事 務 局 長

失礼します。

定刻となりましたので只今から、平成29年2月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は委員34名中32名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本会は成立致します。

なお、19番勝山委員、26番川崎委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

皆さんご苦勞様でございます。今日は雪で、特にうちの方は大雪が降るとんじやけど、皆様足下の悪いところありがとうございます。という訳で帰りも気を付けてやってもらいますよう、宜しくお願いします。

それでは、今日の審議が速やかに行くようによろしくお願ひします。

議事録署名人を私の方から指名させてもらうてよろしいか。

*

はい。

日 笠 会 長

36番寺元委員さん、3番目瀬委員さん宜しくお願いします。

*

はい。

日 笠 会 長

よろしくお願ひします。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第87号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願ひます。

事 務 局 (津 山)

はい、失礼します。それでは、議案第87号の説明を致します。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、勝北地区から5件、久米地区から1件の計12件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津1-1についてですが、下高倉西の62歳女性から、下高倉西の64歳団体職員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-2についてですが、押入の62歳女性から、高野本郷の68歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-3についてですが、福田の73歳男性から、福田の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-4についてですが、上田邑の67歳男性から、小田中の29歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-5についてですが、大篠の63歳男性から、大篠の62歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

事 務 局 (加 茂)

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

加2 - 1ですが、加茂町下津川の66歳の男性から加茂町下津川の66歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4 - 1についてですが、日本原の82歳男性から、大吉の37歳会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4 - 2についてですが、大吉の90歳女性から、同所の60歳自営業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4 - 3についてですが、安井の90歳男性から、上野田の57歳農業を営む男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4 - 4についてですが、安井の90歳男性から、同所の56歳会社社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4 - 5についてですが、姫路市の68歳女性から、安井の56歳会社社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5 - 1は東京都の55歳会社員の女性から、神戸市の67歳農業を営む男性への贈与による所有権移転でございます。住所は神戸市となっておりますが、中北下1384番地に拠点を持っており、通作距離については、拠点からの距離を記載しております。拠点からの通作距離で承認いただければ、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。また、農業委員の指導により営農計画書の添付も受けております。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第87号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

森 本 委 員

それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

18番森本です。この方は兼業ですが、家族も含めて農業に従事されていますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
神 田 委 員

はい、ありがとうございました。

35番神田です。津1 - 2ですが、この方も一生懸命されていますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
福 田 委 員

はい、ありがとうございました。

15番福田です。津1 - 3について説明します。田んぼを買って畑にするということですが、農業を本気でされている方ですので、間違いなくやってくれると思いま

す。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

池 田 委 員 3 2 番池田です。これは 4 年前に荒れとった所をさしたんですけど、3 年間の契約だったんですが、この度■■■■がやられることになりました。本気でやっつけられますんで、宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

長 森 委 員 1 6 番長森です。大篠の件でございますけども、この方は酪農家の方でございますので、精農家でございますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

竹 内 委 員 1 1 番竹内です。加 2 - 1、■■■■は農業を頑張っておられまして、やってくれろと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

平 田 委 員 4 番平田です。この方は勝 4 - 1 も 4 - 2 も一緒ですが、事務局の説明のとおり、農業をされていますので、問題ないと思います。

それから一括で言わせてもらいますが、勝 4 - 3 は高齢で難しいということで、所有権移転として出てきました。

勝 4 - 4、勝 4 - 5 は同じ人への所有権移転です。農業されていますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

光 成 委 員 1 3 番光成です。久 5 - 1、この受人の方は■■■■のいここにあたります。実家が■■■■にありまして、実家で一人暮らしの母が亡くなって、これから■■■■がここを管理していくこととなりますが、今までずっと神戸から金曜、土曜に帰ってきて田んぼを管理しておられたんで、これからも実家の管理、田畑の管理は■■■■が行っていくということで問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第 8 7 号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。

*
はい。

日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

*
多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第 8 8 号農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案第 8 8 号の説明を致します。今回、津山地区から 2 件のみの申請です。議案書のページは、3 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津 1 - 1 番・綾部の畑、147㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、綾部にお住いの公務員の男性です。家への進入路や庭が狭く Uターンが出来ず、狭い道をバックで出る様な非常に危険な状態なので、Uターンや駐車できる露天駐車場と、道を広げるため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南方向に傾斜を設けて土砂の流出を防ぎ、雨水排水については、溝を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。近平用土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津 1 - 2 番・国分寺の田、28㎡の件についてです。この件につきま

して、次の議案、4ページにあります第89号津1-4番・国分寺の田、321㎡の件と、関連議案としております。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、水路です。転用事業者は、市川市にお住いの自営業の男性です。次の議案の津1-4の案件のため、水路を設ける事となりましたが、自身所有の156-5と156-6の取水の水路も兼ねるので、自己の水路として設置するため、転用するものです。転用にあたっては、工事中は仮設沈殿槽を設置などの方法により対処し、完了後はコンクリートで覆われるため、土砂流出等周囲への悪影響はないとの計画になっています。人神第一町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第88号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第88号に対して事務局の説明がありましたが、津1-2については関連議案として、次の議案第89号の津1-4が承認されれば、承認ということになりますので、ここでは保留となります。津1-1については、ここで決議します。皆さんこれに対して何かありますか。

* ありません。

日笠会長 ありませんか。

* はい。

日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第89号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局(津山) はい、失礼します。議案の説明の前に、1件取下げが出ましたので、議案からの削除をお願いします。4ページ、津1-1番、小原の件が、取下げられましたので、削除をお願いします。それに伴いまして、6ページの合計欄の修正をお願いします。合計の9件を8件に、計8,448㎡を5,467㎡に、田4,772㎡を1,791㎡に修正をお願いします。繰り返します。4ページ津1-1番の削除と、6ページ合計欄の件数を8件に、計を5,467㎡に、田を1,791㎡に修正をお願いします。

改めまして、議案第89号の説明を致します。今回、津山地区から5件、勝北地区から1件、久米地区から2件の計8件の申請です。議案書のページは、4ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-2番・近長の畑、1,573㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、椎茸栽培用のコナラの植林です。転用事業者は、安井の農業を営む男性です。現在、譲渡人の家族等の土地を借り受け、椎茸栽培をしており、ジャンボ型のを安定的に生産し、生のまま販売するため、コナラの寸法の揃った原木を得るため、植林するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、水路を設け、敷地内にも暗渠排水路を設け、雨水を流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田熊池川水利組合の同意書の提出と、森林組合の苗木の注文申込み証明書の添付を受けております。東西隣接地は山林、原野、南側隣接地は雑種地であり、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・二宮の畑、605㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度住宅1棟と法面で、建蔽率は25%です。転用事業者は、二宮にお住いの会社員の男性です。現在アパートに居住しており、申請地を購入し独立した居宅を建築するため、転用するものです。転用にあ

たり、境界部分については、既存法面と擁壁を利用し、雨水排水については、排水施設を設け、既存水路に接続し、生活排水については、合併処理槽を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。二宮旭町町内会から排水同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-4番・国分寺の田、321㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度居宅1棟と全高3m程度の車庫1棟で、建蔽率は27%です。先程の議案第88号津1-2番・国分寺の田、28㎡の件と一体事業であり、関連議案としております。転用事業者は、国分寺にお住いの会社員の男性です。申請者はアパートに居住しており、慣れ親しんだこの地区で住宅用地を探しており、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁の利用と水路を設け、天板をアスファルト舗装し、傾斜を設け雨水を流し、生活排水については、合併浄化槽を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。人神第一町内会から、差し支えない旨の意見書と、水路施行者から排水同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-5番・東一宮の田、297㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造三階建て全高10m程度の居宅1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は奈義町にお住いの会社員の男性と、美作市にお住いの会社員の女性です。この度結婚するにあたり、将来の事を考え、専用住宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁と水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続し、生活排水については、合併処理槽を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-6番・上横野の畑、636㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5m程度の居宅1棟と進入路、法面及び管理地で、建蔽率は32%です。転用事業者は、西宮市にお住いの無職の男性です。現在、県外で生活していますが、老後の事を考え、父親の近くで生活出来る様に、父親の土地を譲り受け居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁と水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上横野町町内会から、排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1番・安井の田、1,173㎡の件です。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は露天資材置き場です。転用事業者は、安井に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な業務は土木工事業です。売り上げ拡大のために民間工事の受注にあたり、工事材料の単価を下げる様、大量購入する方針を立てた為、資材置き場が足りず、新たに資材置き場を確保するため、当申請地を購入し、露天資材置場として造成するため

転用するものです。転用にあたり、境界部分については現状のまま維持し、境界から50センチ離れた位置から現在の天板をすき取り砕石舗装し、雨水については既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。国司尾池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1番・坪井下の畑、237㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は25%です。転用事業者は、坪井下にお住まいの会社員の男性です。現在、親と同居しておりますが、子供の成長に伴い、手狭となってきたことから、父所有の当申請地を譲り受け、居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、当申請地北側に擁壁を、また南側には水路を設け、雨水排水については、溜枧を通じて既存水路に接続させ、生活雑排水は合併浄化槽を設け、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。寺城水利組合から、排水承諾書の提出と、隣接所有者から、住宅進入路及び配水管接続の承諾書の添付を受けております。立地を考え、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久5-2番・神代の畑、625㎡の件についてです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、神代にお住まいの造園業の男性です。申請地に隣接する家屋に居住しており、造園業に使用する苗木置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畔を設け、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第89号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

平 田 委 員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

4番平田です。先程の事務局からの説明のとおりで、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長
光 成 委 員

はい、ありがとうございました。

13番光成です。久5-1を説明します。同居している後継者の住宅ですので、問題ないと思います。

日 笠 会 長
植 本 委 員

はい、ありがとうございました。

10番植本です。久5-2についてですが、8日の日に事務局と太田委員、光成委員と4名で現地を確認致しました。問題ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第89号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

日 笠 会 長

ありません。

ありませんか。

*	日 笠 会 長	はい。 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
*	日 笠 会 長	多数、挙手 はい、賛成多数という事でありがとうございます。 そうしますと、前の議案の 88 号の津 1 - 2 を承認としてよろしいか。
*	日 笠 会 長	はい。 それで承認とします。 議案第 90 号農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局 (津山)		はい、失礼します。議案第 90 号の説明を致します。今回、津山地区から 1 件のみです。議案書のページは、7 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 津 1 - 7 番・野村の畑、287㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高 8 m 程度の居宅 1 棟及び露天駐車場で、建蔽率は 27 % です。転用事業者は、押入にお住いの会社員の男性です。現在、アパートで暮らしておりますが、両親が高齢となり、介護等が必要になると考え、実家の近くである父親の土地を借り受け居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁と水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 議案第 90 号の説明は以上です。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。今議案第 90 号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
*	日 笠 会 長	ありません。
*	日 笠 会 長	ありませんか。
*	日 笠 会 長	はい。 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
*	日 笠 会 長	多数、挙手 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第 91 号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。
*	日 笠 会 長	写真回覧、休憩 写真を見てもろうたんで、再開させてもらいます。 筆頭者の方、説明をお願いします。
大山 委員		1 区の大山です。津 1 - 1 について説明します。備考欄にも書いてありますように、車庫を建ててしまったということですので、宜しくお願いします。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。
鈴木 委員		23 番鈴木です。ここは現地確認をきちっとしています。これは分筆もびしっとされていますので、問題ないと思います。
日 笠 会 長		はい、ありがとうございました。
森 本 委員		18 番森本です。まず、津 1 - 3 については備考欄のとおり、平成元年頃に宅地言うんですか、庭の一部にしてしまったようです。 津 1 - 4 は先程写真が回った分ですけど、これは下高倉西の靱保に近い所です。写真を見ておわかりのとおりで居宅を建ててしまった状態です。 津 1 - 5 につきましては、下高倉西の大篠に近いところになるんですが、これも

				宅地の一部と農業用の倉庫を建ててしまった状態です。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
神	田	委	員	津1-6と津1-7ですが、どちらも農地法を知らずに建ててしまったということ で、やむを得ないと思いますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
福	田	委	員	津1-8について説明します。15番福田です。この案件について、改めて説明 させて下さい。申請は二宮の197-1、197-2、197-3とありますが、元々1枚の土地 でした。12月の4日に現地調査すると分筆するので、来月まで待つて下さいと言 うんで、待つて1月に分筆完了したら、何をどういうふうにするのか全然意味不明 なことなんです。私が行ってから20回位話が変わるんです。最終的に2月の1日 になって、もう最後じゃからと思って写しを担当者から取ってもらって、本人に見 させて、良いんですねって聞いたら、良いですって言うんで、OK出させたんです。 そしたら、10分経ってちょっと待て言われて、197-1は畑で残したいと言ってき たんです。その時点で、担当者にその旨を伝えたんですが、既に皆さんへ議案を送 付していたということなので、訂正ができなかったんで、ここで197-1をここから 取り消してもらって、残る2筆で審議して下さい、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
目	瀬	委	員	備考欄のとおりで、相続の際にはもう宅地になっていたということなので、致し 方ないと思います。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
内	藤	委	員	9番内藤です。中村ですが、平成13年頃、農業の規模を拡大したいと思い、農 業用倉庫と作業場を建設したというものです。また、もう1筆は昭和54年頃自宅 を新築した時に庭と進入路の一部を無断でやってしまったというものです。宜しく お願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
平	田	委	員	4番平田です。勝4-2を説明させていただきます。備考欄にも書いてありませ んが、先代が自宅を建設してしまったということです。田んぼに戻すのも難しいの で、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
松	岡	委	員	8番松岡です。久5-1、久5-2を説明します。 久5-1は平成17年頃に果樹の選定をするための倉庫を建ててしまったという ことです。 久5-2は平成16年頃に宅地として利用していたということですので、宜しく お願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第91号に対して、筆頭者の方の説明が ありました。津1-8については、二宮197-1は取り下げになります。 これに対して何かありますか。
	*			ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
	*			はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
	*			多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第92号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
大	山	委	員	7番大山です。現地は靱保の農協のライスセンターの近くですが、本人は全く百 姓をする気はないということで、かなり前から荒れ放題で、面積も広い所ありま すが、元に戻ることはありえないので、宜しくお願いします。

日笠会 小島委	長 員	はい、ありがとうございました。 31番小島です。新錦押入線の東真産業の所から、高倉方面に上がったらしんしんという店があるんですが、そこの真西です。内容は備考欄に書いてあるとおりです。宜しくお願いします。
日笠会 内田委	長 員	はい、ありがとうございました。 27番内田です。備考にも書いてありますとおり、元に戻すには著しく困難なものと判断していますので、宜しくご審議の程、お願いします。
日笠会 松岡委	長 員	はい、ありがとうございました。 8番松岡です。久5-1について説明します。ここは竹などが生えており、元に戻すには困難なものと判断しています。以上です。
日笠会	長	はい、ありがとうございました。今議案第92号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。
	*	ありません。
日笠会	長	ありませんか。
	*	はい。
日笠会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
	*	多数、挙手
日笠会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第93号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
事務局（津山）		はい、失礼します。それでは、議案第93号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。 今回の利用権設定は、12ページの表にありますように、田23,377㎡、畑1,972㎡、計25,349㎡です。筆ごとの権利の内訳は、13ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区4件、勝北地区4件の計8件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第93号の説明は以上です。
日笠会	長	はい、ありがとうございました。今議案第93号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
	*	はい。
日笠会	長	よろしいか。
	*	はい。
日笠会	長	はい、賛成の方は挙手でお願いします。
	*	多数、挙手
日笠会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。
事務局（津山）		はい、失礼します。それでは、報告第22号について説明します。議案書のページは14ページから15ページです。今回は、相続によるものが6件28筆となっております。 1-2, 1-3, 1-4については、現況が一部無断転用、雑草繁茂などの農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。 その他詳細は議案書のとおりです。報告第22号の説明は以上です。
日笠会	長	続いて、報告第23号農地改良届出書の受理について説明して下さい。
事務局（津山）		はい、失礼します。報告第23号の説明を致します。議案書のページで申しますと、16ページです。今回は、1件です。申請人は今回議案第88号で水路を作る許可申請を提出されており、それに伴った水路の畦畔を整備するものです。

日 笠 会 長	報告第 2 3 号の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。
* 日 笠 会 長	これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。 ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
日 笠 会 長 事 務 局 (津 山)	はい。 無い様でしたら、事務局の方からお願いします。 失礼します。私のほうから 1 点、皆様にご審議いただきたいものがございます。 先月の定例会でご案内し、今月の議案に同封しております「農業委員活動報告についての情報公開について」でございます。 事務局において内容については出来るだけ簡略化し、個人情報は一切掲載しないよう様式を作成し、同封していましたが、今後、この様式に基づいてホームページに公開していくことを考えております。 この様式で今後公表していくことに問題ないようであれば、ご承認いただければと思います。宜しくお願いします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。活動を公開していきますということですから、承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。
日 笠 会 長 事 務 局 次 長	それでは、次回の開催連絡をお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の 3 月の定例委員会ですが、3 月 1 0 日金曜日午後 1 時 3 0 分より、市役所 2 階 2 0 2 会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の 3 月の定例委員会ですが、3 月 1 0 日金曜日午後 1 時 3 0 分より、市役所 2 階 2 0 2 会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、3 月 8 日水曜日午前 9 時 3 0 分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。 津山地区につきましては、2 3 番鈴木委員さん、2 9 番石本委員さん、3 1 番小島委員さんをお願い致します。 加茂・阿波地区につきましては、3 4 番山下委員さん、3 6 番寺元委員さん、1 1 番竹内委員さんをお願い致します。 勝北地区につきましては、2 7 番内田委員さん、2 8 番赤堀委員さん、3 3 番尾島委員さんをお願い致します。 久米地区につきましては、3 7 番河本委員さん、8 番松岡委員さん、1 0 番植本委員さんをお願い致します。 次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は以上でございます。
木 下 会 長 代 理	それでは、これもちまして 2 月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。
*	お疲れ様でした。

(1 4 : 2 0 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

署名委員 (印)
